

あすか



安全性優良事業所

国土交通省／全日本トラック協会

公益社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課／FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課／FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・ 1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・ 1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・ 継続 8 時間以上
運転時間	・ 2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・ 2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・ 4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要

過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が
認められる場合

荷主勧告
荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勧告書

貴社が所属する事業者において、下記の通り、貨物自動車運送事業法の違反行為が行われていることが判明しました。貴社が所属する事業者に対して、国土交通省から勧告書が発出されています。貴社が所属する事業者に対して、国土交通省から勧告書が発出されています。

違反事実

違反内容 ① 労働時間等に関する違反(過労運転) ② 最高速度違反 ③ 過積載

違反日時 平成28年10月10日

違反場所 〇〇〇〇

なお、当該勧告は、上記事案に基づき、国土交通省から発出されたものであり、貴社が所属する事業者に対して、国土交通省から勧告書が発出されています。

また、当該勧告は、貴社が所属する事業者に対して、国土交通省から発出されたものであり、貴社が所属する事業者に対して、国土交通省から勧告書が発出されています。

国土交通省から発出された勧告書の概要は、国土交通省のウェブサイト上で公開されています。

国土交通省 運輸政策課 課長 〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇



国土交通省



厚生労働省

公益社団法人
全日本トラック協会

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定



② 手待ち時間の恒常的な発生



③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼



過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会

10月13日、奈良県トラック会館において、第4回トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会を開催しました。

協議会は、厚生労働省と国土交通省、トラック協会が連携し、行政、荷主、運送事業者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた環境整備等を図ることを目的とし、昨年各都道府県に設置されました。



協議会では、これまでにトラック輸送の現状と課題の問題提起や、トラック輸送状況の実態調査を実施し、長時間労働に繋がっている実態把握等を行いました。

第4回目の協議会では、パイロット事業(実証実験)を行う発荷主、元請け・下請けの運送事業者、着荷主の対象集団が選定され、今後は、コンサルタント(日通総合研究所)がアドバイザーとなり、対象集団にトラック運転者の労働条件や、荷積～輸送～荷卸し迄のチェックリストによる実態把握、聞き取り、運転日報などによる情報収集を行うため、事業所を訪問します。その上で、改善すべき箇所が見出された場合は、改善メニューを提示し、対象集団はメニューに沿って、輸送の効率化・取引環境の向上を目指し、改善に向け取り組みを行っていくことになります。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

(座長)	蓮 花 一 己	帝塚山大学 副学長
	峯 川 郁 朗	奈良県商工会議所連合会 常任幹事
	嶋 本 義 隆	奈良県商工会連合会 専務理事
	神 田 佳 和	一般社団法人奈良経済産業協会 専務理事
	櫻 井 良 彰	奈良県中小企業団体中央会 専務理事
	福 本 圭 志	奈良県倉庫協会 会長
	吉 村 昭 秀	小山株式会社 取締役 総務・人事・経理本部長
	正 田 満	奈良積水株式会社 技術部 安全・環境グループ長
	大 辻 宏 紀	日本通運株式会社 奈良支店 支店長
	内 藤 利 彦	全日本運輸産業労働組合奈良県連合会 執行委員長
	森 本 万 司	公益社団法人奈良県トラック協会 会長
	中 秀 夫	公益社団法人奈良県トラック協会 副会長
	吉 野 彰 一	厚生労働省 奈良労働局 局長
	花 内 美佐子	経済産業省 近畿経済産業局 産業部長
	若 林 陽 介	国土交通省 近畿運輸局 局長
	木 村 淳 三	国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局 支局長

事務局

厚生労働省 奈良労働局

国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局

公益社団法人奈良県トラック協会

パイロット事業の概要

【事業概要】

- ・トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団を対象として実施する実証実験。
- ・集団を構成する事業者が年に3回程度参集し、行政より派遣されるアドバイザー等とともに課題の抽出、改善点の検討等を行い、更にそれらを実践するもの。

第1回検討会(10月)

現場実態の一時把握(実態把握のためのチェックリストの配布、合意形成)

事業協賛団

現場の実態把握(聞き取り、運転日報等の確認など)

アドバイザーが実施

長時間労働の要因の整理、改善メニューの検討

第2回検討会(12月～1月)

現場実態と問題点の確認、改善メニューの提示、意見交換

アドバイザーが実施

現場での改善メニュー実施に係る検討、改善メニューの実践

事業協賛団

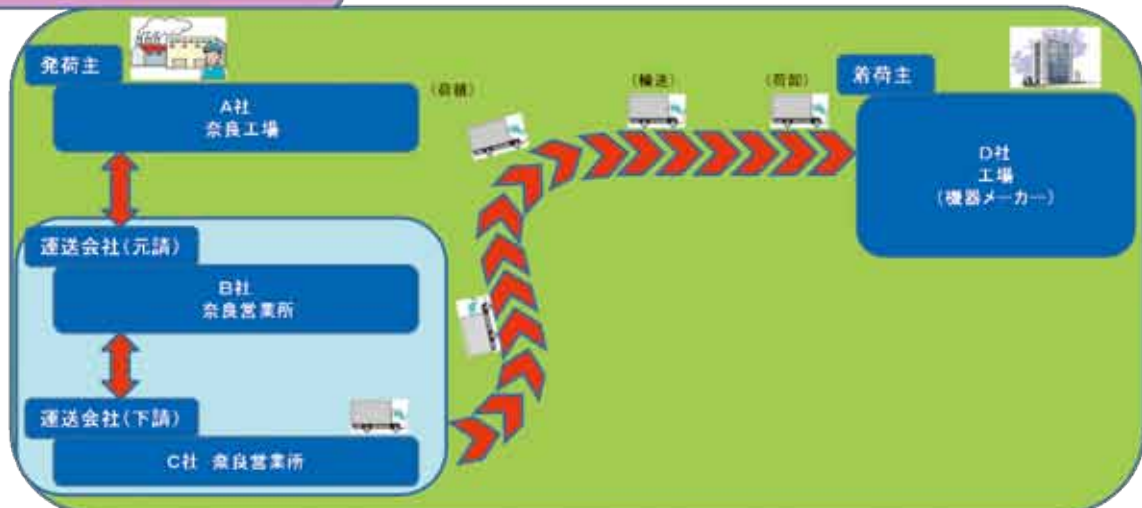
現場の実態把握(聞き取り、運転日報等の確認など)

第3回検討会(2月～3月)

改善結果の取りまとめ

奈良県におけるパイロット事業の概要

【奈良県におけるパイロット事業集団】



【選定の理由】

- 奈良県において、出荷ベースで見た産業は電気機械器具等製造業が多くなっている。
- 先般、実施した実態調査結果において、運転時間、手待ち時間、荷役時間、拘束時間の平均値のいずれもが比較的多い輸送品類は、金属機械工業品であることから、改善に向けた課題、効率的な配送等への事例が見いだせるのではと考えられるため、部品、デバイス等の製造、輸送に係る集団を対象とすることとした。

荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、ぜひご活用ください！

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。
荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、①作業場所の改善、②作業への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

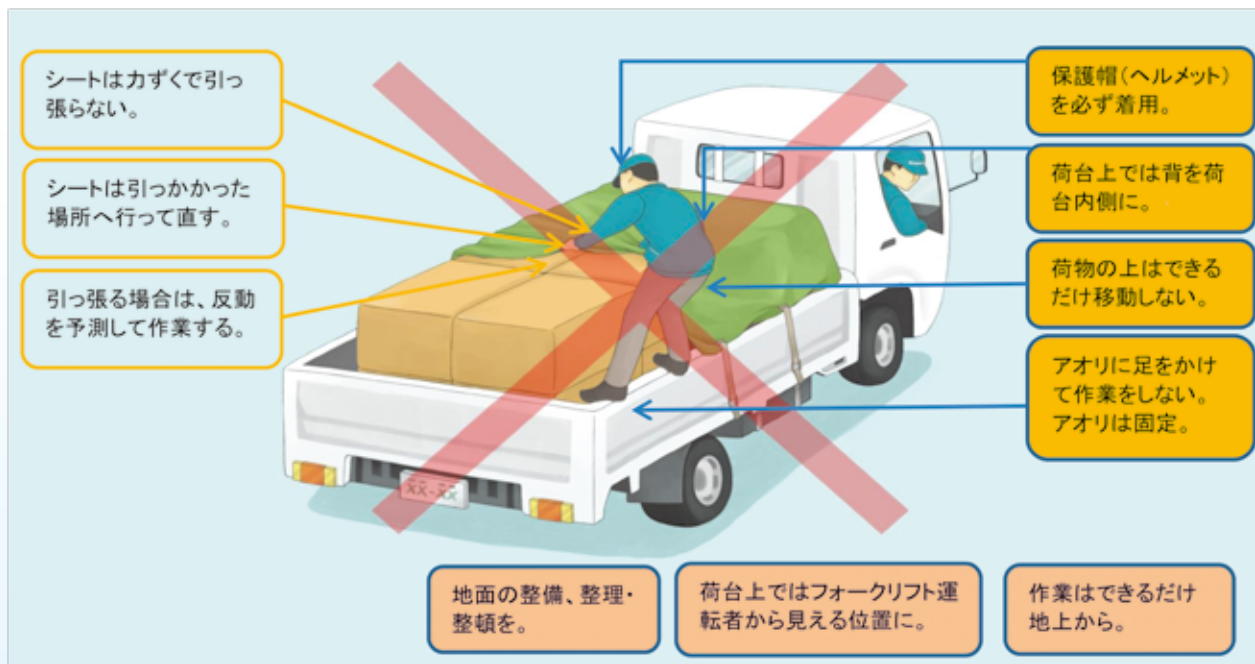
作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業(荷役作業)は		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと(運送引受書の発送)。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(裏面参照)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積み卸し作業に		・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとする。
	①フォークリフト、クレーンなどを用いるか		
	②ロールボックスパレットを用いるか		
	③台車などを用いるか		
荷役作業を行う場所について (その1: 基本的事項 (転倒防止の対策を含む。))	荷の積み卸し作業を行う場所は		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか		
	②作業に必要な十分な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④明るい場所か		
	⑤風・雨が当たらない場所か		
	⑥(ミラーの設置などによって)死角部分はないか		
荷役作業を行う場所について (その2: 特に墜落防止のための設備対策)	トラックの荷台からの墜落防止のために		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③安全帯の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか		
作業者の服装について	荷の積み卸し作業を行う者は		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
	③手袋を着用しているか		
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に		・三点確保: 手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
	①昇降設備(手すり付き)を用いているか		
	②三点確保を実行しているか		
荷台での作業方法について	荷台での作業時に		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③安全帯を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

安全作業連絡書（例）

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミル 3. その他 ()
積 荷	品 名 (危険・有害性)	有・無 ()	
	数 量		
	総 重 量	kg (kg/個)	
	積 付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ()	
積込作業	作業の分担	取卸作業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業 者 数		名
	使用荷役機械		有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免 許 資 格 等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免 許 資 格 等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

●安全な積降し作業のために



荷役労働災害防止に関する参考資料は、下記のホームページから入手できます！

荷役作業での労働災害を防止しましょう！【厚生労働省HP】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-2.pdf>

荷役ガイドラインのあらまし（リーフレット）【陸災防HP】

http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/niyaku-guideline_aramashi.pdf

荷役災害防止設備等の事例集（パンフレット）【陸災防HP】

http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/H26_niyaku_jireisyu.pdf

○昇降、作業場所を安全に



<昇降設備、作業足場等の設置>
① 荷台への昇降は、昇降設備、踏み台等を使用する。
② 荷や荷台、運転席への昇降（乗降）は、手足の三点確保を実行する。

○保護具等を着実に

<保護具の使用>

- ① 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
- ② 保護帽は墮落時保護用を着用する。
- ③ 滑りやすい場合は、防滑性のある靴（Fマーク）を使用する。

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要

国土交通省

準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部が改正されました。

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

公布：平成28年4月1日
施行：平成29年3月12日

■「一般的な指導及び監督の内容」

題 目	改正後の内容
①「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる。
②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる。
③「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる。
④「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる。
⑤「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる。
⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する。危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる。
⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	－（改正なし）
⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる。
⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる。
⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる。規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる。
⑪「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる。
⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる。

上記事項を実施するための期間 ▶ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

■「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

- 一般的な指導及び監督内容を実施
- 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 ➡ **15時間以上** 現行：6時間以上（座学のみ）
- 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 ➡ **新設 20時間以上**

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

車両総重量 **最大積載量**
7トン以上または**4トン以上**の
事業用トラックの全てに
運行記録計(タコグラフ)の
装着が義務付けされます。



平成29年4月1日から適用

現在使用中の車両にも
平成29年3月31日
 までに運行記録計を
 装着する必要があります。

運行記録計による記録違反は **30 日間**の車両使用停止処分！



公益社団法人

全日本トラック協会 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

(事業主の方へ)

雇用保険制度が変わります

－ 雇用保険料率の引下げ等 －

▶ 雇用保険料率の引下げ

以下の表のとおり、**平成28年度の失業等給付の雇用保険料率**を労働者負担・事業主負担とも**1/1000ずつ引き下げます**。

併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を0.5/1000引き下げます。

▶ 65歳以上の方への雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている**65歳以上の雇用者**につきましても、**雇用保険の適用の対象**となります。

また、**平成32年度より**、64歳以上の方についての**雇用保険料の徴収が始まります**。

この改正に伴い必要となる届出等については、あらためてご案内します。

▶ 介護休業給付の給付率の引上げ

介護休業を取得した際に支給される**介護休業給付の給付率**を、平成28年8月1日以降に休業を開始される方につきまして、現行の40%から**67%に引き上げます**。

[平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者				① + ② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280408 保01

適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間：平成28年4月～平成28年9月
(巡回計画数：120事業所 巡回実施数：101事業所)

(公社)奈良県トラック協会

区 分	重点	調査事項 (*印は「特別積合せ」のみの調査事項, ☆印は霊柩事業者は除外する)	調査 件数	(否)件数	指導件数 ワースト10
I. 事業計画等	○	1 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	101	3	
		2 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	101	5	
	○	3 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	101	1	
		4 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	101	1	
		5 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	101	1	
		6 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	77	2	
	○	7 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	98	0	
	○	8 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	98	2	
II. 帳票類の整備、 報告等		1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	29	1	
		2 自動車事故報告書を提出しているか。	2	0	
		3 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	98	3	
		4 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	99	2	
		5 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	71	36	②
III. 運行管理等		1 運行管理規程が定められているか。	99	10	
	◎	2 運行管理者が選任され、届出されているか。	95	1	
		3 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	80	18	⑨
		4 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	99	1	
	◎	5 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	98	14	
	◎ ☆	6 過積載による運送を行っていないか。	93	0	
	◎	7 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	97	23	⑦
	○	8 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	97	14	
	○ ☆	9 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	64	0	
	○	10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	8	2	
	◎	11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	97	28	④
	○	12 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	47	25	⑥
	○	13 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	62	31	③
IV. 車両管理等		1 整備管理規程が定められているか。	99	7	
	◎ ※	2 整備管理者が選任され、届出されているか。	94	2	
		3 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	81	20	⑧
		4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	95	3	
	◎	5 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	98	49	①
V. 労基法等	○	1 就業規則が制定され、届出されているか。	69	6	
		2 36協定が締結され、届出されているか。	94	14	
		3 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	96	1	
	○	4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	95	28	④
VI. 法定福利費	○	1 労災保険・雇用保険に加入しているか。	95	13	
	○	2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	94	16	⑩

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である(道路運送車両法第50条)。

県内運送事業者の資格認定取得状況

平成 28 年 10 月 31 日現在

安全性優良事業所 （（公社）全日本トラック協会が認定する 安全性の高い事業所）	157事業所
引越優良事業者 （（公社）全日本トラック協会が認定する 下見・見積り作業など“引越のルールを守る”事業者）	14事業者
グリーン経営認証登録事業所 （（公財）交通エコロジー・モビリティ財団が認証する “環境保全”に配慮した企業経営）	39事業所
ISO9001 （国際標準化機構ISOが制定した、“品質を保証”し “顧客満足”を目指すシステム）	35事業者
ISO14001 （国際標準化機構ISOが制定した、企業活動が “環境に与える影響”を最小限度に改善していくシステム）	7事業者
ISO39001 （国際標準化機構（ISO）が制定した、道路交通事故による 死亡・重傷事故ゼロの“安全な社会の実現”を目指すシステム）	4事業者

（公社）奈良県トラック協会は、社会のニーズと信頼に応えていきます

安全性優良事業所【Gマーク】
奈良市（31）
近畿福山通運㈱ 奈良営業所
愛和運輸倉庫㈱ 本社営業所
㈱吉田運輸 本社営業所
エーエルプラス㈱ 奈良営業所
塚本運送㈱ 本社営業所
辻本運輸㈱ 本社営業部
モミキ運送㈱ 本社営業所
大和運輸㈱ 本社営業所
日本通運㈱ 奈良警送支店
奈良郵便輸送㈱ 奈良営業所
ヤマト運輸㈱ 奈良西ノ京支店
ヤマト運輸㈱ 奈良平城支店
武澤運送㈱ 本社営業所
阪神不動産㈱ 奈良営業所
奈良三笠運輸㈱ 本社営業所
立石運送㈱ 本社営業所
富士運輸㈱ 奈良支店
日本郵便㈱ 奈良中央郵便局
ミュージックサービス㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 帝塚山センター
㈱ヤマサン 本社営業所
ヤマト運輸㈱ はりセンター
大和物流㈱ 奈良支店
クサタケ物流㈱ 本社営業所
尾上運送㈱ 本社営業所
㈱物流サポート 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 奈良北之庄支店
丸長運送㈱ 奈良営業所
㈱荒木運輸 本社営業所
アートコーポレーション㈱ 奈良
石下運輸㈱ 奈良支店営業所
生駒市（6）
ヤマト運輸㈱ 生駒支店
秋田運輸㈱ 奈良営業所
ヤマト運輸㈱ 学研支店
大虎運輸㈱ 奈良支店
浅田運輸㈱ 奈良営業所
ロジトライ関西㈱ 奈良事業所
天理市（16）
㈱エスライン奈良 本社営業所
㈱テンソー 本社営業所
㈱山口商事 本社営業所
丸嶋運送㈱ 本社営業所
㈱平和商運 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 天理支店
㈱辻本運送 物流センター営業所
佐川急便㈱ 天理営業所
セイノース・パーエキスプレス㈱ 奈良営業所
日本通運㈱ 自動車営業課
ジェイ・ネット㈱ 本社営業所
福住運輸倉庫㈱ 福住営業所
福住運輸倉庫㈱ 本社営業所
トールエクスプレスジャパン㈱ 奈良支店
奈相流通㈱ 本社営業所
原口運輸商事㈱ 本社営業所
大和郡山市（29）
奈良セッコウ物流㈱ 奈良営業所
名阪運輸㈱ 本社営業所
㈱ホウワ 本社営業所
近物レックス㈱ 奈良支店
やまと運輸㈱ 大和郡山営業所
佐川急便㈱ 奈良営業所
生駒電子物流㈱ 本社営業所
藤川運輸興業㈱ 本店営業所
川端運輸㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ いまごセンター
ヤマトマルチャーター㈱ 奈良営業所
㈱ニココン奈良 本社営業所
玉村運輸㈱ 奈良支店
ヤマト運輸㈱ 奈良主管支店
トナミ運輸㈱ 奈良営業所
吉川運輸㈱ 本社営業所
日本郵便㈱ 大和郡山郵便局
㈱讀宣運輸 奈良営業所
ハウス物流サービス㈱ 関西営業所奈良事務所
㈱ユーパワーロジ 奈良営業所
マンナ運輸㈱ 奈良支店
ビッグ・カーゴ㈱ 本社営業所
新運輸㈱ 奈良営業所

㈱サカイ引越センター 奈良支社
愛知ミタカ運輸㈱ 奈良営業所
西濃運輸㈱ 奈良支店
新日本輸送㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 大和郡山支店
㈱日研ハイウエー 奈良営業所
桜井市（7）
森本運輸㈱ 本社営業所
新商運㈱ 本社営業所
㈱関西丸和ロジスティクス 奈良営業所
奈良県合同陸運㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 桜井支店
やまのべ急送㈱ 本社営業所
㈱やまのべ 本社営業所
宇陀市（3）
㈱大翔 本社営業所
ヤマト運輸㈱ はいばらセンター
偉大運輸㈱ 本社営業所
橿原市（12）
㈱川本カーゴ 本社営業所
八木日進運送㈱ 本社営業所
日本通運㈱ 橿原営業支店
森田運送㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 橿原支店
ヤマト運輸㈱ 橿原八木支店
新口運送店 本店営業所
三和運輸㈱ 本社営業所
丸八運輸㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 橿原今井センター
㈱メンテナン・コシバ 本社営業所
日通奈良運輸㈱ 橿原営業所
大和高田市（3）
芝野運輸倉庫㈱ 本社営業所
㈱丸源運輸 本社営業所
近畿運輸㈱ 本社営業所
香芝市（3）
かつらぎ運輸㈱ 本社営業所
㈱奈良名勝運輸 本社営業所
㈱育育運送 本社営業所
葛城市（4）
ヤマト運輸㈱ 香芝支店
西川運輸倉庫㈱ 本社営業所
岡本運送㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 大和高田支店
御所市（7）
㈱マルヨシ運輸倉庫 本社営業所
佐川急便㈱ 御所営業所
上村運輸㈱ 本社営業所
奈良トラック配送センター㈱ 本社営業所
㈱森本每乳舎 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 御所センター
池田運送店 本店営業所
五條市（4）
㈱志希商事 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 奈良五條支店
日本郵便㈱ 五條郵便局
㈱ベストライン 本社営業所
生駒部（8）
和物流㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 法隆寺支店
水間急配㈱ 奈良営業所
㈱斑鳩ロジコム 本社営業所
㈱角井運送 本社営業所
やまと運輸㈱ 法隆寺営業所
㈱馬本賢商店 運輸部
ヤマト運輸㈱ へぐりセンター
磯城郡（11）
㈱西和物流 本社営業所
今西物流㈱ 田原本営業所
㈱ハンナ 本社営業所
ニシキ運輸㈱ 本社営業所
明日香運送㈱ 田原本営業所
日進運送㈱ 本社営業所
タニハナ物流㈱ 本社営業所
佐川急便㈱ 大和高田営業所
愛知陸運㈱ 田原本営業所
天理総合運輸㈱ 田原本営業所
㈱DNPロジスティクス 奈良事業所
北葛城郡（6）
藤俊運輸㈱ 本社営業所
㈱愛和 本社営業所

誠運輸㈱ 本社営業所
辻本運輸㈱ 本社営業所
ヤマト運輸㈱ 北葛城支店
ヤマト運輸㈱ 奈良上牧センター
高市部（2）
奈良郵便輸送㈱ 中和営業所
松陸運輸㈱ 本社営業所
吉野部（5）
中吉野運送㈱ 吉野営業所
ヤマト運輸㈱ 十津川センター
㈱大紀 大淀営業所
ヤマト運輸㈱ 奈良吉野支店
イヌイ急便㈱ 本社営業所
引越優良事業者
奈良市（3）
全国引越専門協同組合連合会 天理センター
アートコーポレーション㈱ 奈良支店
ミュージックサービス㈱ 本社営業所
天理市（2）
ジェイ・ネット㈱
日本通運㈱ 奈良支店奈良自動車営業課
大和郡山市（6）
全国引越専門協同組合連合会 奈良センター
㈱ホウワ ホウワ引越センター
西濃運輸㈱ 奈良支店
㈱サカイ引越センター 奈良支社
㈱サカイ引越センター 奈良南支社
川端運輸㈱ アンジュ引越センター
香芝市（2）
全国引越専門協同組合連合会 奈良中南和センター
アートコーポレーション㈱ 香芝支店
磯城郡（1）
㈱ハンナ 本社営業所
グリーン経営認証事業所
奈良市（11）
丸長運送㈱ 奈良営業所
塚本運送㈱ 本社営業所
奈良郵便輸送㈱ 奈良営業所
日本通運㈱ 奈良警送支店
ミュージックサービス㈱ 本社営業所
奈良三笠運輸㈱ 名阪営業所
㈱都通 本社営業所
㈱奈良サービス 本社営業所
㈱ヤマサン 本社営業所
クサタケ物流㈱ 本社営業所
富士運輸㈱ 奈良支店
生駒市（1）
浅田運輸㈱ 奈良営業所
宇陀市（1）
正亀運送㈱ 本社営業所
香芝市（1）
㈱奈良名勝運輸 本社営業所
御所市（1）
㈱森本每乳舎 本社営業所
桜井市（1）
新商運㈱ 本社営業所
天理市（6）
㈱辻本運送
㈱エスライン奈良
原口運輸商事㈱
ジェイ・ネット㈱
㈱山口商事 本社営業所
㈱いわれ 本社営業所
大和郡山市（6）
新運輸㈱ 奈良営業所
川端運輸㈱
名阪運輸㈱ 本社営業所
㈱日研ハイウエー 奈良営業所
関西低温㈱ 本社
関西低温物流㈱ 本社
橿原市（2）
㈱川本カーゴ
森田運送㈱ 本社営業所
生駒部（1）
和物流㈱ 本社営業所
磯城郡（4）
愛知陸運㈱関西支店 田原本出張所
㈱ハンナ
今西物流㈱ 田原本営業所

トヨタ輸送中部㈱ 奈良事業所
北葛城郡（3）
㈱愛和 本社営業所
乾重量㈱
誠運輸㈱ 本社営業所
高市部（1）
奈良郵便輸送㈱ 中和営業所
ISO 9001認証事業者
奈良市（6）
辻本運輸㈱
阪神不動産㈱
富士運輸㈱
丸太運輸㈱
丸長運送㈱ 奈良営業所
大和物流㈱ 奈良支店
五條市（1）
㈱モリタトランスポート
御所市（4）
池田運送店
佐川急便㈱ 御所営業所
㈱マルヨシ運輸倉庫
㈱森本每乳舎
桜井市（2）
㈱デーユーケー
日本エコロジック㈱
天理市（4）
㈱いわれ
佐川急便㈱ 天理営業所
㈱辻本運送
丸嶋運送㈱
トールエクスプレスジャパン㈱ 奈良支店
大和郡山市（10）
佐川急便㈱ 奈良営業所
新日本輸送㈱
大和陸運㈱
ハウス物流サービス㈱
原口運輸商事㈱
吉川運輸㈱
㈱サカイ引越センター
奈良センコー物流㈱
㈱低温
マンナ運輸㈱ 奈良支店
橿原市（1）
㈱川本カーゴ
磯城郡（3）
明日香運送㈱
佐川急便㈱ 大和高田営業所
㈱西和物流
北葛城郡（3）
㈱愛和
藤俊運輸㈱
誠運輸㈱
ISO 14001認証事業者
奈良市（2）
大和物流㈱
辻本運輸㈱
天理市（1）
奈相流通㈱
桜井市（1）
日本エコロジック㈱
大和郡山市（3）
ハウス物流サービス㈱
吉川運輸㈱
㈱サカイ引越センター
ISO 39001認証事業者
奈良市（2）
富士運輸㈱
㈱物流サポート
大和郡山市（1）
川端運輸㈱
磯城郡（1）
㈱ハンナ
黄色帯は…安全性優良事業所 奈良運輸支局長表彰受賞事業所